

災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定（案）

横浜市〇〇区（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、「横浜市防災計画」に基づき、横浜市内に地震、風水害、その他の災害が発生、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）に地域防災拠点等での避難生活が困難な在宅の要援護者（以下「在宅要援護者」という。）のために、乙が所有する施設（以下「施設」という。）を二次的に避難する施設（以下「特別避難場所」という。）として開設することについて、必要な事項を定めるものとする。

（在宅要援護者）

第2条 この協定における在宅要援護者の範囲は、災害時に援護の必要な、在宅の高齢者、障害児・者、児童、乳幼児及びこれらに準ずる援護を必要とする者とする。

（特別避難場所の指定）

第3条 甲は、災害時に地域防災拠点等での避難生活が困難な在宅要援護者を受け入れる特別避難場所として、次の施設を指定する。

所在地
施設名

（受入要請）

第4条 甲は、災害時に、前条で規定する施設を在宅要援護者のための特別避難場所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は要請内容に応じ、可能な協力を行うものとする。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、第3条で規定する施設所在地の区長（以下「区長」という。）が当該施設の施設長に対して行う。

（受入れ体制）

第6条 乙は、施設の規模等に合わせ、災害時に受け入れることができる要援護者の範囲及び人数等を定め、甲に報告し、災害時の要援護者の受入れ体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合は、再度、甲に報告する。

(開設及び運営)

第7条 甲は、災害時において速やかに、特別避難場所として要援護者を受け入れることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保するものとする。

2 前項で定める特別避難場所の開設及び運営は、施設の職員等が行うが、人的スタッフが必要な場合は、施設所在地の区長に協力を要請する。

(応急備蓄物資)

第8条 乙は、災害時に受入れる在宅要援護者の避難生活に必要な食料、水、生活用品や防災資機材等を整備するものとし、その経費は、横浜市が負担する。

(その他)

第9条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙